平成２４年（フ）第１９号
高知県吾川郡いの町枝川2467番地40
債務者　清水利惠子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０号
高知市仁井田1802番地６　山岡荘
債務者　梅原　公美
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
高知市上町５丁目７番22号　上五荘３号
債務者　尾﨑　幸一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５号
高知市池463番地１
債務者　西村　公夫
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４１号
高知県土佐市高岡町丙507－１　雅アパート２階、住民票上の住所高知県土佐市高岡町乙3257番地１
債務者　井上　志保
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第４７号
高知市北新田町９番４号　コーポ松原201
債務者　中越　美保
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４号
宮崎県日向市大字財光寺750番地２
債務者　田原　綾子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２１号
富山県中新川郡上市町西種135番地、前住所富山県滑川市中川原500番地
債務者　京塚　博之
1　決定年月日時　平成24年２月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１号
富山市清水町５丁目６番19―205号　ヴィラルーチェ・ｕ、前住所富山市婦中町羽根1724番地
債務者　稲土　仁司
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８９号
熊本県荒尾市荒尾1723番地１
債務者　深浦　敏満
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５号
熊本県荒尾市菰屋998番地
債務者　古賀　洋一
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５１号
熊本市野中１丁目８番１号　インフィニティ野中203号室
債務者　田中スマ子
1　決定年月日時　平成24年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５９９６号
神奈川県座間市四ツ谷785番地
破産者　株式会社フアイン
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３１９号
茨城県龍ケ崎市緑町163―４―203、住民票上の住所茨城県守谷市みずき野４丁目４―４
破産者　吉岡　弘之
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６４２４号
埼玉県さいたま市岩槻区城町１丁目２―41
破産者　松井　忠士
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第８１９４号
東京都清瀬市野塩３丁目３－４―201
破産者　北村　正弘
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２３８号
東京都青梅市今井１丁目134－１　プルーム89―205、開始決定時の住所埼玉県坂戸市日の出町６―15―Ｃ―1105
破産者　小池　正男
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９２６８号
東京都大田区西糀谷４丁目15番15号
破産者　有限会社ポルシェ
1　決定年月日　平成24年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部